

多国籍企業がそのプレゼンスを拡張し、新たな市場で足場を築くにあたっては、国家間にまたがる法的および文化的な溝を埋める経験と能力を備えたチームが不可欠となります。Akermanには、さまざまなクロスボーダー案件において、日本およびその他の地域の国際的なクライアントを代理してきた豊富な経験があります。当事務所の弁護士は、日本企業のビジネスと意思決定の過程に精通しており、日本のさまざまな業界の企業およびその米国を含む海外子会社に、トランザクション、訴訟、規制に関わる事案、または事業上、組織上、運営上の問題に関して、多岐にわたって支援してきた実績があります。Akermanは、全米にオフィスを構え、また世界の主要な法律事務所と連携することで、クライアントへのきめ細かな対応を実現し、効率性ならびにリーガルコストおよびサービスの付加価値を重視したより質と価値の高いリーガルサービスを提供しています。

当事務所が有する日本企業への豊富なリーガルサービス提供の経験と、日本のビジネスおよび文化に対する理解は、日本企業のみならず、米国を含むその海外子会社の支援、さらには日本の法律事務所との円滑な協力関係の構築を可能とするものです。私たちは、これまで築き上げてきた日本企業や法律事務所との強固な関係、そして彼らと米国およびその他の地域の最重要案件で緊密に連携できることに誇りを持っています。

## 企業案件

Akermanのコーポレートプラクティスグループは、特にミドルマーケットM&A案件において、米国有数の優れた法律事務所として高く評価されており、トランザクションのあらゆる側面に関わるサービスを提供しています。当事務所のコーポレート・トランザクション担当弁護士チームは、米国およびクロスボーダーM&A案件、投資、合併事業において、日本企業およびその米国子会社の代理した経験が豊富です。また、当事務所は、M&Aやその他のトランザクションのあらゆる局面でクライアントを導き、従業員福利厚生や役員報酬、知的財産、データプライバシーとサイバーセキュリティ、不動産、環境、政府との契約、独占禁止法、税金、規制（CFIUSおよびその他の外国投資規制を含む）、労務関係など、トランザクションに関連する一切の分野に全面的に対応します。さらに、当事務所では、米国で注目を集める新興産業やテクノロジーに対するベンチャーキャピタル投資や融資に関しても、日本のクライアントとその米国子会社のサポートを頻繁に行っています。

## 不動産

豊富な業界経験と現地市場に関する洞察を持ち合わせた当事務所の不動産担当弁護士チームは、米国の主要な商業用不動産市場に所在する24のオフィスを拠点にサービスの提供を行っており、その活動範囲を米国全土に広げながら、包括的かつ網羅的に統合されたサービスを日本企業とその米国子会社に提供しています。当事務所は、不動産ファンドの組成、不動産の取得、リース、資産管理、処分において、日本企業およびその米国子会社の代理業務に携わってきました。不動産におけるその多面的な知識と専門性により、用地取得、環境デューデリジェンス、建築規制と権利、経済的インセンティブ、資金調達、許認可、設計、建設など、新しい施設の開発に関するあらゆる側面において、日本のクライアントとその米国子会社を代理いたします。

## 国際貿易

当事務所の国際貿易担当弁護士は、日本のクライアントとその米国子会社に、輸出入管理のコンプライアンス、国際兵器輸送規則（ITAR）、輸出管理規則（EAR）、外国資産管理室（OFAC）の遵守、許認可手続き、経済制裁の遵守に関するガイダンス、対米外国投資委員会（CFIUS）における通知の作成および通知に関するアドバイスおよびクライアントの代理、海外汚職行為防止法（FCPA）およびその他の汚職防止法に関するアドバイスなど、幅広いサービスを提供しています。

## 訴訟

当事務所の訴訟担当弁護士チームは、金融サービス、プライベートエクイティ、保険、不動産および建設、ヘルスケアおよびライフサイエンス、自動車部品、消費者製品、ならびにエネルギー分野を含む、幅広い業界と種類のビジネス上の訴訟を対象に、日本のクライアントとその米国子会社を代理しています。なお、当チームの弁護士の一人は、日本商事仲裁協会（JCAA）の委員として仲裁人を務めています。当事務所の弁護士は、集団訴訟、証券、独占禁止法、労務関係、詐欺と回収、製造物責任、知的財産、雇用、破産、および一般的なビジネス案件に関する裁判官や仲裁に定期的に出廷しています。

## 独占禁止法

当事務所の独占禁止法担当弁護士は、競合他社との提携や合併事業の構築に関するアドバイス、ハート・スコット・ロディノ法に基づく企業結合審査にあたっての提出書類の作成、M&A 案件が米国政府当局から調査または異議申立てを受けた際の弁護など、幅広い実務分野および業界を対象に、日本のクライアントとその米国子会社の代理人を務めています。特に、連邦および州の独占禁止法のもと、価格操作、不正入札、市場分割、集団ボイコット、取引拒否、抱き合わせ販売、および価格差別に関する申立てに関連した訴訟を取り扱っています。また、流通の取決め、製品の価格設定、抱き合わせ、共同購入の取決めに関してクライアントにアドバイしています。

## 当事務所の取扱分野

- 独占禁止法と貿易規制
- 航空および航空宇宙
- 破産と会社再編
- 建設
- コーポレートファイナンスと融資
- コーポレートベンチャーキャピタル投資と新興成長企業
- データセンターとデジタルインフラストラクチャー
- データプライバシーとサイバーセキュリティ
- 再生可能エネルギーや電力などのエネルギーとインフラストラクチャー
- 環境
- ヘルスケアとライフサイエンス
- 移民計画とコンプライアンス
- 保険
- 知的財産
- 国際貿易と通関
- 労働と雇用

- 訴訟
- M&A
- 不動産
- 税務
- テクノロジーおよびその他のビジネス・トランザクション

## 実績

当事務所の弁護士が、日本企業とその米国を含む海外子会社へアドバイスしてきた主な案件には、以下のものが含まれます。

### M&A、投資、売却案件

- 米国の硫酸販売会社の戦略的買収において、日本の商社の米国子会社を代理。
- クランクシャフトの製造・販売を目的とした米国合弁会社の戦略的投資家に対する競売において、日本の製造会社2社を代理。
- ヨーロッパの油圧製品メーカーの世界的事業の買収に関連して、日本の製造会社を代理。
- ペルーの鉱山会社への投資において日本の商社を代理。
- 日本の商社の米国子会社を政府系ファンドの米国子会社（ライフサービス会社やヘルスケアサービス会社に優先債務融資を提供する専門金融会社）へ売却するにあたり、日本の商社の米国子会社を代理。
- 日本の商社の米国子会社による重機輸送市場サービスプロバイダーへの投資案件において、日本の商社の米国子会社を代理。
- 日本の商社の米国子会社による合弁会社の設立、合弁会社による鉄道車両の車軸機械設備ならびに合弁パートナーのサービス事業の取得において商社の米国子会社を代理。
- ヨーロッパの分子診断会社の買収において、日本の製造会社を代理。
- 革新的な米国のスナックメーカーの買収において、市場をリードする日本のスナック・食品企業グループを代理。

- 日本の商社による米国の精肉卸売業会社の買収において、商社を代理。
- 空間コンピューティングを専門とする米国の「ユニコーン企業」への戦略的投資、および非公開化のためのクロスボーダー株式公開買付において、日本の大手無線電話事業会社を代理。
- 臨床段階の米国製薬企業の買収において日本の製薬会社を代理。
- 医薬品、バイオ医薬品、医療機器の分析サービスを提供する米国企業および米国の無菌受託製造会社の買収において、日本の製造・テクノロジー企業を代理。
- 北米全土で事業を展開する米国の感圧ラベル製造販売会社の買収において、日本の製造企業を代理。
- 日本の自動車メーカーによる米国企業の金融事業の買収を代理。
- マンハッタンの一流寿司レストランチェーンの日本企業への売却において、レストランのオーナーシェフを代理。

#### 不動産取引

- クローズドエンドの私募不動産投資ファンドの設立と投資に関して、日本の商社の米国子会社を代理。
- 新しい加工工場の用地取得と開発に関して、日本の工業会社の米国子会社を代理。
- 日本の総合建設会社の米国子会社による米国のオフィスビルへの投資を代理。

#### 特許、技術、その他の商取引

- 金属産業に適用される特定の追跡技術に関する独占販売権を確保する商取引において、日本の商社を代理。
- ある焼結レアアース磁石製品の米国への販売により、特定の顧客の特許侵害を主張する国際貿易委員会（ITC）第 337 条調査のライセンス付与/和解の面において、原告となった日本の製造会社とその米国関連会社を代理。
- DRAM およびフラッシュメモリに関する ITC 第 337 条調査のライセンス付与/和解の面において、日本の製造企業 2 社を代理。

- ディスクドライブのスピンドルモーターについての異議申し立てに関連する米国連邦地方裁判所の訴訟において、ライセンス/和解の面で日本の製造企業を代理。
- 手持ち式バーコードリーダーに関連する各当事者の特許ポートフォリオに関する特許侵害請求に伴う米国連邦地方裁判所でのすべての未解決の訴訟の和解において、米国企業との特許クロスライセンス契約に関連して日本の製造企業を代理。
- 半導体メモリおよび「高速」ロジック特許のポートフォリオに関する米国企業との敵対的特許ライセンス交渉において、日本の半導体メーカーを代理。
- ある固定周波数マイクロ波技術の知的財産権を有する米国企業との技術ライセンスおよび共同開発契約ならびに関連販売契約に関して、日本の半導体装置メーカーの米国子会社を代理。米国の半導体メーカーとの一連の長期供給契約を含む、他多数の商取引において同クライアントを代理。
- 米国の大手製薬会社に治験用 siRNA 分子の開発および商品化に関する全世界を対象とした独占的権利をライセンスアウトする契約において、日本の製造・テクノロジー企業を代理。

## 訴訟

- 世界的な日本企業の米国子会社を、同社に対する裁判所の事前の永久差し止め命令違反の疑いに端を発する重大な不服従罪に関わる連邦裁判で弁護。
- 米国におけるさまざまな訴訟において発行されたさまざまな第三者召喚状への対応において、日本企業とその関連事業体を代理。
- ボリビアの製品メーカーとの紛争に関して日本企業の子会社を代理。
- マーケティングおよびライセンスの問題に関して、日本企業のバイオ医薬品子会社を代理。
- 製品パイプラインおよび規制遵守の問題に関して、政府機関と係争した日本企業のエネルギー子会社を代理。
- 雇用機会均等委員会、雇用、競業禁止、企業秘密関連のさまざまな訴訟および問題において日本企業子会社を代理。

- 保証範囲や製造物責任、特定の販売業者やディーラーとの商業敵対紛争に至るまで、米国での自社製品の流通に関連するさまざまな訴訟において、日本の消費者製品企業の米国子会社を代理。

#### 独占禁止法および貿易規制に関する訴訟とコンサルティング

- 価格カルテルおよび市場分割の疑いに関する司法省の調査、および集団訴訟および州司法長官訴訟に関連して、日本の自動車部品製造会社とその米国子会社を代理および弁護。
- 直接の競合他社が起こした大規模な企業秘密/不正競争訴訟において、日本のグローバル企業を代理および弁護。
- ライセンス、価格設定、販売をめぐる独占禁止法問題の問題において、日本の消費者製品会社の米国子会社を代理および弁護。また、合併事業やその他の企業統合に関するアドバイスを提供。
- 日本に拠点を置くグローバル企業により、地方自治体、州政府、または連邦政府の執行機関による立入り調査「dawn raid」と呼ばれる抜き打ち捜査または強制捜査時の「頼れる」法律事務所として指名されており、そのような機関との連絡、内部調査、報道機関からの問い合わせへの対応、風評問題、業務への影響の最小化、立入り調査の合法性に関する争いに尽力。  
(2022年以降、政府の執行および捜査戦術として立入り調査や強制捜査の頻度が増加。)
- 流通制限、最低および最高再販価格拘束、MAPプログラム、ロビンソン・パットマン法の遵守など、米国における正規ディーラー・プログラム、価格設定および流通慣行に関して、国際的な日本の家電サプライヤーを代理し、アドバイスを提供。
- 米国および州の消費者データプライバシー法ならびに規制の遵守に関して、さまざまな消費者向け市場の日本企業にアドバイスを提供。

